

令和8年度
福島町議会定例会
9月会議議案

福島町

令和 8 年度 福島町議会定例会 9 月会議議案目次

議案 番号	件 名	頁
12	福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5
13	福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	13
14	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
15	第 6 次福島町総合計画の変更について	35
16	福島町財政調整基金の積立金の処分の議決変更について	43
17	令和 8 年度福島町一般会計補正予算（第 5 号）	45
18	令和 8 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	87
19	令和 8 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	103
20	令和 8 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	127
21	令和 8 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）	143
22	令和 8 年度福島町水道事業会計補正予算（第 1 号）	161
23	令和 8 年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第 2 号）	167
認定1	令和 7 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について	173
認定2	令和 7 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	175
認定3	令和 7 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	177
認定4	令和 7 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	179
認定5	令和 7 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	181
認定6	令和 7 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	183
認定7	令和 7 年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について	185
同意1	教育委員会委員の任命について	187
報告2	令和 7 年度福島町財政健全化判断比率の報告について	189
報告3	令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について	191

議案第 1 2 号

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 4 日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければな	(保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施

らない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号**及び第6項第1号**において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～5 (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 **家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。**

設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等**(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)**により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～5 (略)

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 **家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その**

(家庭的保育事業所等内部の規程)
第18条 (略)
(1)～(5) (略)
(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(11) (略)
第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

(職員)
第29条 (略)
2 (略)
(1)・(2) (略)
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人
(4) (略)
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師**又は**看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

他の必要な措置を講じなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)
第18条 (略)
(1)～(5) (略)
(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員**(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)**

(7)～(11) (略)
第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型**(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)**及び小規模保育事業C型**(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)**とする。

(職員)
第29条 (略)
2 (略)
(1)・(2) (略)
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号**又は第3号**の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) (略)
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師**又は准看護師(以下「看護師等」という。)**を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくは

(職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	<u>これに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいい、次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすこ</u>
--	---

(利用定員) 第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	<u>とができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 (利用定員) 第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又
---	--

(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	<u>は北海道の区域に係る地域限定保育士をいい、次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保</u>
---	--

(準用) 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「<u>第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)</u>」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。<u>第48条において準用する第4号において同じ。)</u>」と、<u>同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。</u> 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と町が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、令和12年3月31日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	<u>育士を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 (準用) 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と<u>する。</u> 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(<u>満3歳以上限定小規模保育事業者及び</u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と町が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、令和12年3月31日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第13条の規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行の日（令和8年12月25日）から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第13号

福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月14日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年福島町条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(新設)	<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、</u> <u>法第34条の16第4項において準用する</u> <u>法第21条の5の18第4項の規定に基づ</u> <u>き、児童対象性暴力等(学校設置者等</u> <u>及び民間教育保育等事業者による児</u> <u>童対象性暴力等の防止等のための措</u> <u>置に関する法律(令和6年法律第69号)</u> <u>第2条第2項に規定する児童対象性暴</u> <u>力等をいう。以下この条において同</u> <u>じ。)を防止し、及び児童対象性暴力</u> <u>等が行われた場合に利用乳幼児を適</u> <u>切に保護するため、児童等対象業務従</u> <u>事者(利用乳幼児と接する業務に従事</u> <u>する者のうち、支配性、継続性及び閉</u> <u>鎖性のある環境の下で当該利用乳幼</u> <u>児に接するものをいう。)に係る犯罪</u> <u>事実確認(同法第4条第1項に規定す</u> <u>る犯罪事実確認をいう。)その他の必要</u> <u>な措置を講じなければならない。</u>

附 則

この条例は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)の施行の日(令和8年12月25日)から施行する。

議案第 1 4 号

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 4 日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例(平成27年福島町条例第13号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第 1 章 (略)	第 1 章 (略)
第 2 章 (略)	第 2 章 (略)
第 3 章 (略)	第 3 章 (略)
第 1 節・第 2 節 (略)	第 1 節・第 2 節 (略)
第 3 節 特例地域型保育給付費に 関する基準(第51条・第5 2条)	第 3 節 特例地域型保育給付費に 関する基準(第51条 一 第5 2条)
第 4 章 (略)	第 4 章 (略)
附則 (定義)	附則 (定義)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法 第6条の3第10項に規定する小規模 保育事業をいう。	(6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規 定する小規模保育事業(<u>同項第3号 に掲げる事業を除く。</u>)をいう。
	<u>(6)の2 満3歳以上限定小規模保 育事業 児童福祉法第6条の3第10 項に規定する小規模保育事業(同 項第3号に掲げる事業に限る。)</u> を いう。
(7)～(11) (略)	(7)～(11) (略)

(12)～(29) (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

(12)～(29) (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども

に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 (略)
(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)
(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

もの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 (略)
(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)
(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)	2・3 (略)
4 (略)	4 (略)
(1)・(2)・(3) (略)	(1)・(2)・(3) (略)
ア (略)	ア (略)
(ア) <u>法第19条第1号に掲げる 小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども</u> 7万7,101円	(ア) <u>教育認定子ども</u> 7万7,101円
(イ) <u>法第19条第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども</u> (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)	(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)
イ (略)	イ (略)
(ア) <u>法第19条第1号に掲げる 小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者	(ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
(イ) <u>法第19条第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者	(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
ウ (略)	ウ (略)
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
5・6 (略)	5・6 (略)
(運営規程)	(運営規程)
第20条 (略)	第20条 (略)
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(7) 特定教育・保育施設の利用の	(7) 特定教育・保育施設の利用の

開始及び終了に関する事項並びに
特定教育・保育施設の利用に当た
つての留意事項(第6条第2項**及び**
第3項に規定する**選考の方法**を含
む。)

(8)～(11) (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、
教育・保育給付認定子どもに対し、
児童福祉法第33条の10第1項各号(幼
保連携型認定こども園である特定教
育・保育施設の職員にあつては、認
定こども園法第27条の2第1項各号、
幼稚園である特定教育・保育施設の
職員にあつては、**学校教育法**第28条
第2項において準用する認定こども
園法第27条の2第1項各号)に掲げる
行為その他当該教育・保育給付認定
子どもの心身に有害な影響を与える
行為をしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利
用者支援事業(法第59条第1号に規定
する事業をいう。)その他の地域子ど
も・子育て支援事業を行う者(次項に
おいて「利用者支援事業者等」とい
う。)、教育・保育施設(法第7条第4
項に規定する教育・保育施設をいう。
次項において同じ。)若しくは地域型
保育(同条第5項に規定する地域型保
育をいう。次項及び第39条第**4**項に
おいて同じ。)を行う者等又はその職員
に対し、小学校就学前子ども又はそ
の家族に対して当該特定教育・保育
施設を紹介することの対償として、
金品その他の財産上の利益を供与し
てはならない。

2 (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に

開始及び終了に関する事項並びに
特定教育・保育施設の利用に当た
つての留意事項(第6条第2項に規
定する**選考方法及び同条第3項に**
規定する選考の方法を含む。)

(8)～(11) (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、
教育・保育給付認定子どもに対し、
児童福祉法第33条の10第1項各号(幼
保連携型認定こども園である特定教
育・保育施設の職員にあつては、認
定こども園法第27条の2第1項各号、
学校教育法第1条に規定する幼稚園
である特定教育・保育施設の職員に
あつては、**同法**第28条第2項において
準用する認定こども園法第27条の2
第1項各号)に掲げる行為その他当該
教育・保育給付認定子どもの心身に
有害な影響を与える行為をしてはな
らない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利
用者支援事業(法第59条第1号に規定
する事業をいう。)その他の地域子ど
も・子育て支援事業を行う者(次項に
おいて「利用者支援事業者等」とい
う。)、教育・保育施設(法第7条第4
項に規定する教育・保育施設をいう。
次項において同じ。)若しくは地域型
保育(同条第5項に規定する地域型保
育をいう。次項及び第39条第**5**項に
おいて同じ。)を行う者等又はその職員
に対し、小学校就学前子ども又はそ
の家族に対して当該特定教育・保育
施設を紹介することの対償として、
金品その他の財産上の利益を供与し
てはならない。

2 (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に

限る。以下この条において同じ。)が**法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る**法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「**同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**」とあるのは「**同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とある

限る。以下この条において同じ。)が**教育認定こども**に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る**教育認定子ども**及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**満3歳以上保育認定子ども**の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「**教育認定子ども**」とあるのは「**教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども**」と、「**同号**」とあるのは「**同条第2号**」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準によ

のは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「**教育・保育給付認定子ども**」とあるのは「**教育・保育給付認定子ども** (特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「**教育・保育給付認定子ども**」とあるのは「**教育・保育給付認定子ども** (特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が**法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る**法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数**及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同

り算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「**教育認定子ども**」とあるのは「**教育認定子ども** (特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「**満3歳以上保育認定子ども**」とあるのは「**満3歳以上保育認定子ども** (特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が**満3歳以上保育認定子ども**に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る**満3歳以上保育認定子ども**及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**教育認定子ども**の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同

じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「**同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数**」とあるのは「**同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数**」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額」と同条第4項第3号イ(ア)中「**教育・保育給付認定子ども**」とあるのは「**教育・保育給付認定子ども**(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「**教育・保育給付認定子ども**」とあるのは「**教育・保育給付認定子ども**(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)**第28条**に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令**第31条**に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第

じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「**教育認定子ども**の総数」とあるのは「**教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども**の総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額」と同条第4項第3号イ(ア)中「**教育認定子ども**」とあるのは「**教育認定子ども**(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「**満3歳以上保育認定子ども**」とあるのは「**満3歳以上保育認定子ども**(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)**第27条**に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令**第27条**に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第

3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令**第33条**に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令**第27条**に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。)を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 **特定地域型保育事業者**は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 **特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)**は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 **特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)**は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節**(第43条第1項を除く。)**において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 **特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)**は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超

3 前項に規定する場合においては、

特定地域型保育事業者は、**同項**に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、**満3歳未満保育認定子ども**の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、**前2項**に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法**附則**第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、**保育認定子ども**の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)
第42条 (略)

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。
- (2) (略)
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 (略)

- 7 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)
第42条 (略)

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。
- (2) (略)
- (3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 (略)

- 7 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。 2～6 (略) (運営規程) 第46条 (略) (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たつての留意事項(第39条第2項に規定する選考の方法を含む。) (8)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地	(1)・(2) (略) <u>8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)</u>は、<u>第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) <u>12</u> (略) (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者<u>(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。 2～6 (略) (運営規程) 第46条 (略) (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たつての留意事項(第39条第2項<u>及び第3項</u>に規定する選考の方法を含む。) (8)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地
--	---

域型保育事業所の職員によつて特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、**満3歳未満保育認定子ども**に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、**満3歳未満保育認定子ども**に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(**満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども**)を除く。以下この節において同じ。)」について」と、**第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する地域型給付費をいう以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型**

域型保育事業所の職員によつて特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、**保育認定子ども**に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、**保育認定子ども**に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(**教育認定子ども**)を除く。以下この節において同じ。)」について」と、**第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する地域型給付費をいう以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、**第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こ****

保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が**法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る**法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(**次条第1項**の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる**法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条ま

も園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者(**満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。**)が**教育認定子ども**に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る**教育認定子ども**の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(**第52条第1項**の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる**満3歳以上保育認定子ども**を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項**及び第52条第3項**において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(**第37条第3項、第39条第3項及び**第40条第2項を除

で(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。**次条第3項**において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「**同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)**」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「**教育・保育給付認定保護者**」とあるのは「教育保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる**法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**に係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準によ

き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。**第52条第3項**において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節(**第43条第1項を除く。)**)において同じ。)」とあるのは「**教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)**」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「**教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)**」とあるのは「教育保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる**教育認定子ども**に係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準に

り算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

より算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者
(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)
が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3

(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提	<u>歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号イ又はロに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。</u> (特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者(<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。</u>)が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提
---	---

供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども

供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。))に

をいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

第 6 次福島町総合計画の変更について

第 6 次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第 11 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 14 日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第 6 次福島町総合計画（令和 8 年度 9 月改訂版）
前期実施計画（R 6 ～ R 9）・展望計画

1頁											
変 更 前											
総 括 表											
基本方向	項 目	件数	総事業費	年度別内訳				R9	R9	R10～R13	(単位：千円)
				R6	R7	R8	R9				
産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	水産業の振興	15	662,900	161,700	218,700	160,200	122,300	1	80,000		
	農林業の振興	11	204,100	52,700	52,900	55,900	42,600	6	176,500		
	観光業の振興	9	213,300	59,600	57,700	58,900	37,100	3	1,255,000		
	商工業の振興	5	250,900	55,500	122,400	54,000	19,000	0	0		
	就労・創業支援の充実	5	127,600	40,400	34,200	29,500	23,500	3	61,200		
	小 計	45	1,458,800	369,900	485,900	358,500	244,500	13	1,572,700		
次世代を育成し、つながらず学び合うまちづくり	子育て支援の充実	4	213,800	20,400	171,400	11,000	11,000	2	44,000		
	教育環境の充実	12	827,400	487,400	105,700	87,100	147,200	9	1,063,200		
	生涯学習の推進	2	32,000	32,000	0	0	0	0	0		
	スポーツの振興	3	28,800	0	6,100	17,100	5,600	2	10,100		
	地域文化の振興と継承	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小 計	21	1,102,000	539,800	283,200	115,200	163,800	13	1,117,300		
福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり	高齢者福祉の充実	6	220,900	56,200	19,900	19,300	125,500	2	23,800		
	障がい者福祉と社会保障の充実	0	0	0	0	0	0	0	0		
	健康増進と保健・医療の充実	3	91,700	37,800	25,900	14,400	13,600	2	54,000		
	人権意識の高揚と男女共同参画の実現	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小 計	9	312,600	94,000	45,800	33,700	139,100	4	77,800		
生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり	町の基盤整備の推進	16	840,500	211,000	198,300	221,400	209,800	10	944,500		
	防災・消防体制の充実	14	653,800	81,300	258,600	50,500	263,400	5	288,000		
	土地利用と自然環境の保全	1	12,500	12,500	0	0	0	0	0		
	環境衛生の充実	0	0	0	0	0	0	0	0		
	生活基盤の確保	4	236,400	6,100	89,100	124,300	16,900	2	35,600		
	生活安全の確保	1	67,000	16,000	13,000	24,000	14,000	1	56,000		
	地域生活を支える取組の推進	2	34,000	7,000	9,000	9,000	9,000	2	36,000		
	小 計	38	1,844,200	333,900	568,000	429,200	513,100	20	1,360,100		
	協働のまちづくりの推進	0	0	0	0	0	0	0	0		
	地域間交流の促進	1	106,400	92,500	0	7,500	6,400	0	0		
一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり	移住・定住の支援	3	445,100	70,600	140,000	87,100	147,400	3	371,600		
	情報発信の充実	0	0	0	0	0	0	0	0		
	行政運営の推進	5	228,500	45,700	93,500	37,600	51,700	4	74,900		
	広域行政の推進	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小 計	9	780,000	208,800	233,500	132,200	205,500	7	446,500		
総 合 計		122	5,497,600	1,546,400	1,616,400	1,088,800	1,266,000	57	4,574,400		

1頁											
変 更 後											
総 括 表											
基本方向	項 目	件数	総事業費	年度別内訳				R9	R9	R10～R13	(単位：千円)
				R6	R7	R8	R9				
産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	水産業の振興	16	675,500	161,700	218,700	172,800	122,300	1	80,000		
	農林業の振興	12	215,100	52,700	52,900	66,900	42,600	6	176,500		
	観光業の振興	10	227,100	59,600	57,700	72,700	37,100	3	1,255,000		
	商工業の振興	5	250,900	55,500	122,400	54,000	19,000	0	0		
	就労・創業支援の充実	5	127,600	40,400	34,200	29,500	23,500	3	61,200		
	小 計	48	1,496,200	369,900	485,900	395,900	244,500	13	1,572,700		
次世代を育成し、つながらず学び合うまちづくり	子育て支援の充実	4	213,800	20,400	171,400	11,000	11,000	2	44,000		
	教育環境の充実	12	827,400	487,400	105,700	87,100	147,200	9	1,063,200		
	生涯学習の推進	2	32,000	32,000	0	0	0	0	0		
	スポーツの振興	3	28,800	0	6,100	17,100	5,600	2	10,100		
	地域文化の振興と継承	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小 計	21	1,102,000	539,800	283,200	115,200	163,800	13	1,117,300		
福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり	高齢者福祉の充実	6	220,900	56,200	19,900	19,300	125,500	2	23,800		
	障がい者福祉と社会保障の充実	0	0	0	0	0	0	0	0		
	健康増進と保健・医療の充実	3	91,700	37,800	25,900	14,400	13,600	2	54,000		
	人権意識の高揚と男女共同参画の実現	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小 計	9	312,600	94,000	45,800	33,700	139,100	4	77,800		
生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり	町の基盤整備の推進	16	977,200	211,000	198,300	261,400	306,500	10	1,037,600		
	防災・消防体制の充実	14	663,800	81,300	258,600	78,900	245,000	5	288,000		
	土地利用と自然環境の保全	1	12,500	12,500	0	0	0	0	0		
	環境衛生の充実	0	0	0	0	0	0	0	0		
	生活基盤の確保	4	236,400	6,100	89,100	124,300	16,900	2	35,600		
	生活安全の確保	1	77,000	16,000	13,000	34,000	14,000	1	56,000		
	地域生活を支える取組の推進	2	34,000	7,000	9,000	9,000	9,000	2	36,000		
	小 計	38	2,000,900	333,900	568,000	507,600	591,400	20	1,453,200		
	協働のまちづくりの推進	0	0	0	0	0	0	0	0		
	地域間交流の促進	1	106,400	92,500	0	7,500	6,400	0	0		
一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり	移住・定住の支援	3	450,100	70,600	140,000	92,100	147,400	3	371,600		
	情報発信の充実	0	0	0	0	0	0	0	0		
	行政運営の推進	5	228,500	45,700	93,500	37,600	51,700	4	74,900		
	広域行政の推進	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小 計	9	785,000	208,800	233,500	137,200	205,500	7	446,500		
総 合 計		125	5,696,700	1,546,400	1,616,400	1,189,600	1,344,300	57	4,667,500		

変 更 前												変 更 後											
2頁												2頁											
総括表（事業主体別内訳）												総括表（事業主体別内訳）											
(単位：千円)												(単位：千円)											
事業主体別内訳	件数	総事業費	年度別内訳				R9	年度別内訳				件数	R10～R13	R9	R8	R7	R6	総事業費	件数	R10～R13	R9	R8	R7
			R6	R7	R8	R9		R6	R7	R8	R9												
町	国庫支出金	408,100	52,400	220,500	62,800	72,400		52,400	220,500	62,800	72,400		399,200				408,100			399,200			
	道支出金	154,000	48,100	38,500	39,000	28,400		48,100	38,500	51,300	28,400		120,800				166,300			120,800			
	町負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0			
	地方債	2,336,200	665,900	631,500	416,900	621,900		665,900	631,500	502,100	700,200	54	1,690,100				2,499,700			1,783,200			
	その他	712,700	206,100	210,200	147,900	148,500		206,100	210,200	147,900	148,500		246,400				712,700			246,400			
	一般財源	1,610,700	485,700	384,600	369,300	371,100		485,700	384,600	392,600	371,100		2,049,900				1,634,000			2,049,900			
道	事業費	5,221,700	1,458,200	1,485,300	1,035,900	1,242,300		1,458,200	1,485,300	1,156,700	1,320,600		4,506,400				5,420,800			4,599,500			
	国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				0	0	0	0			
	道支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				0	0	0	0			
	町負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				0	0	0	0			
	地方債	73,900	23,500	42,400	8,000	0	0	23,500	42,400	8,000	0	0	0				73,900	23,500	42,400	0			
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0			
一部事務組合	一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				0	0	0	0			
	事業費	73,900	23,500	42,400	8,000	0	0	23,500	42,400	8,000	0		0				73,900	23,500	42,400	0			
	国庫支出金	1,500	1,500	0	0	0	0	1,500	0	0	0		10,000				1,500	0	0	0			
	道支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				0	0	0	0			
	町負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				0	0	0	0			
	地方債	76,400	16,100	49,100	5,600	5,600		16,100	49,100	5,600	5,600	2	43,600				76,400	16,100	49,100	5,600	5,600		
その他	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				0	0	0	0			
	一般財源	30,900	8,200	21,500	1,200	0		8,200	21,500	1,200	0		0				30,900	8,200	21,500	0			
	事業費	108,800	25,800	70,600	6,800	5,600		25,800	70,600	6,800	5,600		53,600				108,800	25,800	70,600	6,800	5,600		
	国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				4,200	0	0	0			
	道支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				0	0	0	0			
	町負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				0	0	0	0			
その他	地方債	58,000	14,500	14,500	14,500	14,500		14,500	14,500	14,500	14,500	1	0				53,700	14,500	14,500	10,200	14,500		
	その他	20,800	20,800	0	0	0	0	20,800	0	0	0		0				20,800	20,800	0	0	0		
	一般財源	14,400	3,600	3,600	3,600	3,600		3,600	3,600	3,600	3,600		14,400				14,500	3,600	3,600	3,700	3,600		
	事業費	93,200	38,900	18,100	18,100	18,100		38,900	18,100	18,100	18,100		14,400				93,200	38,900	18,100	18,100	18,100		
													14,400										
													14,400										

変 更 前										変 更 後											
4頁										4頁											
【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針Ⅰ） 【項目】水産業の振興										【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針Ⅰ） 【項目】水産業の振興											
(単位:千円)										(単位:千円)											
事業名	事業主体	概算事業費	年 度 別 計 画				展 望 計 画 (R10～R13)				事業名	事業主体	概算事業費	年 度 別 計 画				展 望 計 画 (R10～R13)			
			R6	R7	R8	R9							R6	R7	R8	R9					
											コンプ養殖係留 ブロック改修事 業	町	12,600			係留ブロック 改修					
													0	0	12,600		0		0		
項目合計	15	662,900	161,700	218,700	160,200						16		675,500	161,700	218,700	172,800	122,300	2	80,000		
5頁										5頁											
【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針Ⅰ） 【項目】農林業の振興										【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針Ⅰ） 【項目】農林業の振興											
(単位:千円)										(単位:千円)											
事業名	事業主体	概算事業費	年 度 別 計 画				展 望 計 画 (R10～R13)				事業名	事業主体	概算事業費	年 度 別 計 画				展 望 計 画 (R10～R13)			
			R6	R7	R8	R9							R6	R7	R8	R9					
											(略)										
											農業法人設立準 備事業	町	14,600			活動事業費 出資金、ト ラクター購 入支援					
													0	1,300		13,300	0		0		
											林道島前線改良 事業	町	11,000			島前線改良 工箇所					
													0	0	11,000		0		0		
項目合計	11	204,100	52,700	52,900	55,900						12		215,100	52,700	52,900	66,900	42,600	5	176,500		

変 更 前										変 更 後									
17頁										17頁									
【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ） 【項目】防災・消防体制の充実										【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ） 【項目】防災・消防体制の充実									
(単位:千円)										(単位:千円)									
事業名	事業主体	概算事業費	年 度 別 計 画				展 望 計 画 (R10～R13)			事業名	事業主体	概算事業費	年 度 別 計 画				展 望 計 画 (R10～R13)		
			R6	R7	R8	R9							R6	R7	R8	R9			
(略)										(略)									
普通河川整備事業	町	176,000	瀬内川L=100m 板橋川L=46m 測量調査設計 外	福島川 外3河 川 橋プロック 工 L=88m 外			観音橋川、瀬 内川 浸透	滝の下川 外 町	20,000	普通河川整備事業	町	186,000	瀬内川L=100m 板橋川L=46m 測量調査設計 外	福島川 外3河 川 橋プロック 工 L=88m 外	瀬内川 浸透	観音橋川 浸透	滝の下川 外 町	20,000	
(略)			48,000	93,800	0	34,200				(略)			48,000	93,800	28,400	15,800			
項目合計	14	653,800	81,300	258,600	50,500	263,400		5	288,000	項目合計	14	663,800	81,300	258,600	78,900	245,000	5	288,000	
20頁										20頁									
【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ） 【項目】生活安全の確保										【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ） 【項目】生活安全の確保									
(単位:千円)										(単位:千円)									
事業名	事業主体	概算事業費	年 度 別 計 画				展 望 計 画 (R10～R13)			事業名	事業主体	概算事業費	年 度 別 計 画				展 望 計 画 (R10～R13)		
			R6	R7	R8	R9							R6	R7	R8	R9			
空家対策支援事業	町	67,000	解体費補助 (20戸) 特定空家解 体	解体費補助 (20戸) 特定空家解 体	解体費補助 (20戸) 特定空家解 体	解体費補助 (20戸) 特定空家解 体	解体費補助 (20戸) 特定空家解 体	町	56,000	空家対策支援事業	町	77,000	解体費補助 (20戸) 特定空家解 体	解体費補助 (20戸) 特定空家解 体	解体費補助 (30戸) 特定空家解 体	解体費補助 (20戸) 特定空家解 体	町	56,000	
項目合計	1	67,000	16,000	13,000	24,000	24,000	14,000	1	56,000	項目合計	1	77,000	16,000	13,000	34,000	14,000	1	56,000	

変 更 前										変 更 後									
23頁										23頁									
【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針Ⅴ）										【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針Ⅴ）									
【項目】移住・定住の支援										【項目】移住・定住の支援									
事業名		事業主体	概算事業費	年 度 別 計 画				展望計画 (R10～R13)		(単位:千円)									
				R6	R7	R8	R9												
定住促進住宅等 奨励事業	町	35,000		定住促進住宅等奨励金 住宅リフォーム補助	定住促進住宅等奨励金 住宅リフォーム補助	定住促進住宅等奨励金 住宅リフォーム補助	定住促進住宅等奨励金 住宅リフォーム補助	定住促進住宅等奨励金 住宅リフォーム補助	町	30,000									
(略)				7,500	7,500	12,500	7,500												
項目合計	3	445,100		70,600	140,000	87,100	147,400		3	371,600									

23頁										23頁									
【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針Ⅴ）										【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針Ⅴ）									
【項目】移住・定住の支援										【項目】移住・定住の支援									
事業名		事業主体	概算事業費	年 度 別 計 画				展望計画 (R10～R13)		(単位:千円)									
				R6	R7	R8	R9												
定住促進住宅等 奨励事業	町	35,000		定住促進住宅等奨励金 住宅リフォーム補助	定住促進住宅等奨励金 住宅リフォーム補助	定住促進住宅等奨励金 住宅リフォーム補助	定住促進住宅等奨励金 住宅リフォーム補助	定住促進住宅等奨励金 住宅リフォーム補助	町	30,000									
(略)				7,500	7,500	12,500	7,500												
項目合計	3	445,100		70,600	140,000	87,100	147,400		3	371,600									

事業名	事業主体	概算事業費	年 度 別 計 画				展望計画 (R10～R13)	(単位:千円)											
			R6	R7	R8	R9													
定住促進住宅等 奨励事業	町	40,000	定住促進住宅等奨励金 住宅リフォーム補助	定住促進住宅等奨励金 住宅リフォーム補助	定住促進住宅等奨励金 住宅リフォーム補助	定住促進住宅等奨励金 住宅リフォーム補助	定住促進住宅等奨励金 住宅リフォーム補助	30,000											
			7,500	7,500	17,500	7,500													
(略)																			
項目合計	3	450,100	70,600	140,000	92,100	147,400	3	371,600											

議案第 1 6 号

福島町財政調整基金の積立金の処分の議決変更について

令和 8 年度福島町財政調整基金の積立金の処分の内容を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 1 4 日提出

福島町長 鳴海 清春

記

- 1 処分の目的 令和 8 年度福島町一般会計補正予算第 5 号及び今後の補正予定事業の財源に充当するため
- 2 福島町財政調整基金の積立金の処分の内容変更

区 分	変 更 前	変 更 後
金 額	4 0 0 , 0 0 0 千円以内	5 0 0 , 0 0 0 千円以内

議案第 17 号

令和 8 年度福島町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 8 年度福島町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 403,596 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,085,432 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 14 日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 町税		千円 513,455	千円 28,513	千円 541,968
	1 町民税	148,842	27,945	176,787
	3 軽自動車税	9,358	568	9,926
10 地方交付税		2,346,000	26,793	2,372,793
	1 地方交付税	2,346,000	26,793	2,372,793
13 国庫支出金		221,818	5,863	227,681
	1 国庫負担金	131,351	1,907	133,258
	2 国庫補助金	89,239	3,862	93,101
	3 国庫委託金	1,228	94	1,322
14 道支出金		192,996	17,036	210,032
	1 道負担金	119,581	1,742	121,323
	2 道補助金	62,865	15,294	78,159
16 寄付金		70,100	1,050	71,150
	1 寄付金	70,100	1,050	71,150
17 繰入金		517,495	71,139	588,634
	1 他会計繰入金	3	1,143	1,146
	2 基金繰入金	517,492	69,996	587,488
18 繰越金		10	184,717	184,727
	1 繰越金	10	184,717	184,727

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 諸収入		千円 149,136	千円 3,085	千円 152,221
	5 雑入	57,292	3,085	60,377
20 町債		399,600	65,400	465,000
	1 町債	399,600	65,400	465,000
歳 入 合 計		4,681,836	403,596	5,085,432

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 645,053	千円 167,051	千円 812,104
	1 総務管理費	517,788	15,286	533,074
	3 戸籍住民基本台帳費	16,967	276	16,691
	7 財政基金費	82,085	152,041	234,126
3 民生費		484,928	46,686	531,614
	1 社会福祉費	399,254	607	399,861
	2 児童福祉費	80,166	46,079	126,245
4 衛生費		438,700	91,873	530,573
	1 保健衛生費	172,762	1,678	174,440
	2 清掃費	265,938	90,195	356,133
6 農林水産業費		303,429	15,033	318,462
	1 農業費	35,652	371	36,023
	2 林業費	73,296	14,462	87,758
	3 水産業費	194,481	200	194,681
7 商工費		150,913	14,422	165,335
	1 商工費	150,913	14,422	165,335
8 土木費		303,388	81,490	384,878
	1 土木管理費	2,324	50	2,374
	2 道路橋梁費	212,674	42,240	254,914

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 河川費	4,007	28,400	32,407
	4 都市計画費	38,431	10,000	48,431
	5 住宅費	45,952	800	46,752
9 消防費		294,609	9,181	303,790
	1 消防費	294,609	9,181	303,790
10 教育費		275,012	3,421	278,433
	1 教育総務費	120,227	100	120,327
	2 小学校費	28,727	1,886	30,613
	5 保健体育費	100,860	1,435	102,295
12 諸支出金		301,724	1,899	299,825
	2 特別会計繰出金	298,224	1,899	296,325
13 職員給与費		780,163	23,662	756,501
	1 職員給与費	780,163	23,662	756,501
歳 出	合 計	4,681,836	403,596	5,085,432

第2表 地方債補正（追加）

(単位：千円)

起債の目的	限度額			償還の方法
	限度額	起債の方法	利率	
町道公営住宅線道路整備事業債	37,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	政府資金については、その融資条件による。 銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
普通河川河道整備事業債	28,400			

第2表 地方債補正（変更）

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
プレミアム付商品券発行事業債	9,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	4,700	左同じ	左同じ
空家対策等支援事業債	11,900			16,200		
		償還の方法 政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。				

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 町税	513,455	28,513	541,968
1 0 地方交付税	2,346,000	26,793	2,372,793
1 3 国庫支出金	221,818	5,863	227,681
1 4 道支出金	192,996	17,036	210,032
1 6 寄付金	70,100	1,050	71,150
1 7 繰入金	517,495	71,139	588,634
1 8 繰越金	10	184,717	184,727
1 9 諸収入	149,136	3,085	152,221
2 0 町債	399,600	65,400	465,000
歳 入 合 計	4,681,836	403,596	5,085,432

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	645,053	167,051	812,104
3 民生費	484,928	46,686	531,614
4 衛生費	438,700	91,873	530,573
6 農林水産業費	303,429	15,033	318,462
7 商工費	150,913	14,422	165,335
8 土木費	303,388	81,490	384,878
9 消防費	294,609	9,181	303,790
10 教育費	275,012	3,421	278,433
12 諸支出金	301,724	1,899	299,825
13 職員給与費	780,163	23,662	756,501
歳出合計	4,681,836	403,596	5,085,432

補正額の財源内訳				
特 定 地 方 財 源	財源			一 般 財 源
	国 道 支 出 金	所 得 税	地 方 債 権	
	千円	千円	千円	千円
	254	0	0	167,305
	3,749	0	0	42,937
	211	0	1,620	90,464
	7,964	0	0	7,069
	10,751	4,300	0	7,971
	0	69,700	1,192	10,598
	0	0	347	8,834
	900	0	880	1,641
	0	0	0	1,899
	0	0	954	22,708
	22,899	65,400	3,085	312,212

歳

入

2 歳 入

1 款 町税

1 項 町民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 個人	129,869	27,945	157,814	1 現年課税分	27,945	現年課税分	27,945
計	148,842	27,945	176,787				

1 款 町税

3 項 軽自動車税

1 軽自動車税	9,258	568	9,826	1 現年課税分	568	軽自動車税分	568
計	9,358	568	9,926				

59

1 0 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	2,346,000	26,793	2,372,793	1 地方交付税	26,793	普通交付税	26,793
計	2,346,000	26,793	2,372,793				

1 3 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	131,211	1,907	133,118	3 児童福祉費負担金	1,907	子どものための教育・保育給付国庫負担金	1,907
計	131,351	1,907	133,258				

1 款 町税 1 0 款 地方交付税 1 3 款 国庫支出金

1 3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 総務費国庫補助金	35,855	3,903	39,758	1 個人番号カード事業費等補助金		348	348
				2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		4,251	4,251
2 民生費国庫補助金	6,454	100	6,554	3 障害者福祉費補助金		100	100
3 衛生費国庫補助金	4,731	141	4,590	1 保健衛生費補助金		141	113 28
計	89,239	3,862	93,101				

1 3 款 国庫支出金

3 項 国庫委託金

1 総務費委託金	194	94	288	1 総務管理費委託金		94	94
計	1,228	94	1,322				

1 4 款 道支出金
1 項 道負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 民生費負担金	115,761	1,742	117,503	6 児童福祉費負担金	1,742	子どものための教育・保育給付負担金	1,742
計	119,581	1,742	121,323				

1 4 款 道支出金
2 項 道補助金

3 衛生費補助金	8,088	70	8,018	6 保健衛生費補助金	70	子ども・子育て支援交付金 妊婦のための支援給付費補助金	56 14
4 農林水産業費補助金	29,186	7,964	37,150	2 林業費補助金	2,464	ヒグマ対策事業補助金	2,464
				3 地域づくり総合交付金	5,500	地域づくり推進事業補助金（林道島前線道路改良事業分）	5,500
5 商工費補助金	4,800	6,500	11,300	1 地域づくり総合交付金	6,500	地域づくり推進事業補助金（千軒地区観光拠点整備事業分）	6,500
6 教育費補助金	5,491	900	6,391	2 地域づくり総合交付金	900	地域づくり推進事業補助金（スマートストア導入事業分）	900
計	62,865	15,294	78,159				

1 6 款 寄付金

1 項 寄付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 一般寄付金	100	1,050	1,150	1	一般寄付金	一般寄付金	1,050
計	70,100	1,050	71,150				

1 7 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 介護保険特別会計繰入金	3	1,143	1,146	1	介護保険特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金	1,143
計	3	1,143	1,146				

1 7 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	372,246	69,996	442,242	1	財政調整基金繰入金	財政調整基金繰入金	69,996
計	517,492	69,996	587,488				

1 8 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	10	184,717	184,727	1	繰越金	前年度繰越金	184,717
計	10	184,717	184,727				

1 6 款 寄付金 1 7 款 繰入金 1 8 款 繰越金

19 款 諸収入
5 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 雑入	55,082	3,085	58,167	4 保険料負担金収入	168	会計年度任用職員等社会保険料負担金収入	168
				9 雑入	3,253	水道事業会計職員給与費負担収入 渡島廃棄物処理広域連合ごみ処理対策負担金 渡島西部広域事務組合派遣職員給与費負担収入 職員団体専従職員共済費負担収入 スポーツ振興くじ助成金	137 3,217 81 900 880
計	57,292	3,085	60,377				

20 款 町債
1 項 町債

5 商工債	9,000	4,300	4,700	1 商工債	4,300	プレミアム付商品券発行事業債	4,300
6 土木債	103,300	69,700	173,000	1 道路橋梁事業債	37,000	町道公営住宅線道路整備事業債	37,000
				2 都市計画事業債	4,300	空家対策等支援事業債	4,300
				3 普通河川河道整備事業債	28,400	普通河川河道整備事業債	28,400
計	399,600	65,400	465,000				

歳

出

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債 所 の 他	財 源	一般財源	区 分	金 額	
1 一般管理費	86,090	1,479	87,569				1,479	8 旅費	500	一般管理費 8 普通旅費 500
								18 負担金・補助 及び交付金	21	18 福祉協会負担金 25 熊本地震被災者見舞金 1,000
								25 寄附金	1,000	
5 財産管理費	22,083	192	22,275				192	10 需用費	92	車輛管理費 10 修繕費 92
								13 使用料及び賃 借料	100	13 車輛借上料 100
7 交通安全対 策費	3,882	250	4,132				250	10 需用費	250	交通安全対策費 10 修繕費 250
13 電子計算費	86,345	122	86,467				122	10 需用費	122	電子計算費 10 消耗品費 122
15 電子自治体 推進費	31,472	243	31,715				243	10 需用費	186	電子自治体推進費 10 消耗品費 186
								11 役務費	57	総合行政ネットワ-ク事業費 11 通信運搬費 57

2 款 総務費

2 款 総務費
1 項 総務管理費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源		区 分	金 額	
16 地域公共交通 維持費	12,586	8,000	20,586			8,000		18 負担金・補助 及び交付金	8,000	地域間幹線系統木古内松前線支援金事業費 18 地域間幹線系統木古内松前線支援金 8,000
17 ふるさと暮 らし応援事 業費	16,500	5,000	21,500			5,000		18 負担金・補助 及び交付金	5,000	定住促進住宅等奨励事業費 18 住宅リフォーム補助金 5,000
計	517,788	15,286	533,074	0	0	15,286	0			

2 款 総務費
3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基 本台帳費	16,967	276	16,691	254 国庫支出金		22	2 給料	66	戸籍住民基本台帳費 276
							3 職員手当等	349	2 フルタイム会計年度任用職員給料 66 3 通勤手当 1
							4 共済費	67	3 期末手当（フルタイム） 189 3 勤勉手当（フルタイム） 159
							12 委託料	72	4 共済組合負担金 266 4 退職手当組合負担金 248
									4 共済組合追加費用負担金 22

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国道支出金	地方債	財 源 その他	一般財源	区	金 額	
										4 公務災害補償基金負担金 1 4 社会保険料 559 4 労働保険料 1 4 雇用保険料 46 12 電子計算機システム変更委託料 72
計	16,967	276	16,691	254	0	0	22			

2 款 総務費

7 項 財政基金費

1 財政調整基金費	2,980	92,364	95,344				92,364	24 積立金	92,364	財政調整基金費 24 積立金 92,364
2 減債基金費	106	29,677	29,783				29,677	24 積立金	29,677	減債基金費 24 積立金 29,677
7 公共施設維持保全基金費	142	30,000	30,142				30,000	24 積立金	30,000	公共施設維持保全基金費 24 積立金 30,000
計	82,085	152,041	234,126	0	0	0	152,041			

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源			
						国 道 支 出 金	区 分		
1 社会福祉総 務費	222,652	4,905	227,557	100 国庫支出金		4,805	11 役務費	10	障害者福祉事業費 4,895
							12 委託料	407	12 障害者福祉システム改修委託料 407
							22 償還金・利子 及び割引料	4,488	22 前年度障害者介護給付費等国庫負担金過誤納還付金 3,269
							22 前年度障害者自立支援医療費国庫負担金過誤納還付金		22 前年度障害者介護給付費等道費負担金過誤納還付金 1,085
							22 前年度障害者自立支援医療費道費負担金過誤納還付金		22 前年度障害者自立支援医療費国庫負担金過誤納還付金 89
3 生活館等管 理費	10,325	300	10,625			300	社会福祉費	10	45
							11 通信運搬費		10
7 後期高齢者 医療費	91,975	4,598	87,377			4,598	10 需用費	300	生活館等管理費 300
							18 負担金・補助 及び交付金		10 修繕費
計	399,254	607	399,861	100	0	507			

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 地 方 債 金	財 源 の 他	一般財源	区 分	金 額	
1 児童福祉総務費	7,252	401	7,653			401	22 償還金・利子及び割引料	401	児童発達支援費 401 22 前年度障害児通所給付費等国庫負担金過誤納還付金 267 22 前年度障害児通所給付費等道負担金過誤納還付金 134
2 児童措置費	55,128	45,678	100,806	3,649 国庫支出金		42,029	18 負担金・補助及び交付金	5,801	児童措置費 45,678 18 施設型給付負担金 5,801 22 国庫負担金過年度過誤納還付金 39,877
				1,907 道支出金			22 償還金・利子及び割引料	39,877	
計	80,166	46,079	126,245	3,649	0	42,430			

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	18,658	434	19,092	211 国庫支出金		645	2 給料	97	妊婦のための支援給付交付金給付事業費 434
				141			3 職員手当等	89	2 フルタイム会計年度任用職員給料 97

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
				補正額		財源					
				特 国 道 支 出 金	定 地 方 債	源 財 源 そ の 他	一般財源				
				道支出金 70				4 共済費 22 償還金・利子 及び割引料	97 717	3 通勤手当 3 期末手当（フルタイム） 3 勤勉手当（フルタイム） 4 共済組合負担金 4 退職手当組合負担金 4 共済組合追加費用負担金 4 社会保険料 4 労働保険料 4 雇用保険料 22 国庫補助金過年度過誤納還付金	51 21 17 58 9 27 1 1 1 717
2 予防費	37,821	1,159	38,980				1,159	7 報償費 8 旅費 12 委託料 17 備品購入費	20 4 1,133 2	予防費 7 予防接種健康被害調査委員会委員報償費 8 予防接種健康被害調査委員会委員費用弁償 12 肺炎球菌予防接種委託料 17 事業用備品購入費	1,159 20 4 1,133 2
5 医療対策費	10,226	85	10,311				85	22 償還金・利子 及び割引料	85	医療対策費 22 前年度母子保健衛生費等国庫負担金過誤納還付金	85 85

4 款 衛生費

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国道支出金	地方債 その他	一般財源	区分	金額	
計	172,762	1,678	174,440	211	0	0			

4 款 衛生費
2 項 清掃費

1 塵芥処理費	52,178	465	52,643		1,620 諸収入	1,155	10 需用費	465	塵芥処理費 10 消耗品費 10 各種看板作成費	465 400 65
2 広域事務組合費	144,965	1,038	143,927			1,038	18 負担金・補助 及び交付金	1,038	広域事務組合費 18 渡島西部広域事務組合負担金（衛生部門）	1,038
3 渡島廃棄物 処理広域連 合費	68,795	90,768	159,563			90,768	18 負担金・補助 及び交付金	90,768	渡島廃棄物処理広域連合費 18 渡島廃棄物処理広域連合負担金	90,768
計	265,938	90,195	356,133	0	0	88,575				

6 款 農林水産業費
1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源	一般財源		区	分 金 額			
					国 道 支 出 金	地 方 債			そ の 他		
3 農業振興費	32,252	371	32,623				371	4 共済費	9	有害鳥獣処理施設管理運営費 4 共済組合負担金 4 共済組合追加費用負担金 4 社会保険料 4 労働保険料 4 雇用保険料 10 修繕費	371
								10 需用費	380		26
											32
											1
											1
計	35,652	371	36,023	0	0	0	371				380

6 款 農林水産業費
2 項 林業費

4 熊等による被害対策費	24,213	3,033	27,246	2,464 道支出金			569	4 共済費	32	熊等による被害対策費 3,033 4 共済組合負担金 5 4 共済組合追加費用負担金 34 4 社会保険料 1 4 労働保険料 1 4 雇用保険料 1 10 各種看板作成費 108 17 電気牧柵購入費 2,957
								10 需用費	108	
								17 備品購入費	2,957	

6 款 農林水産業費

6 款 農林水産業費
2 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国 道 支 出 金	特 定 地 方 債	財 源 そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
6 林道工事費	5,895	11,429	17,324	5,500 道支出金			5,929	10 需用費	429	林道施設維持管理費 11,429
										10 修繕費 429
								14 工事請負費	11,000	14 林道島前線改良工事費 11,000
計	73,296	14,462	87,758	7,964	0	0	6,498			

6 款 農林水産業費
3 項 水産業費

3 漁港管理費	23,631	200	23,831				200	10 需用費	200	船揚場維持管理費 10 修繕費 200
計	194,481	200	194,681	0	0	0	200			

7 款 商工費
1 項 商工費

2 商工振興費	59,150	0	59,150	4,251 国庫支出金	4,300 町債		49			財源繰替えによる
3 観光費	52,131	14,004	66,135	6,500			7,504	14 工事請負費	13,000	観光振興費 1,000

6 款 農林水産業費 7 款 商工費

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 国 道 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一般財源	区 分	金 額		
			道支出金					18 負担金・補助 及び交付金	1,004	18 観光協会補助金 観光施設維持管理費 18 水道メーター器改良工事負担金 千軒地区観光拠点整備事業費 14 千軒地区観光拠点改修工事費	1,000 4 4 13,000 13,000
6 横綱記念館 管理運営費	20,166	418	20,584				418	10 需用費	418	横綱記念館管理運営費 10 印刷製本費	418 418
計	150,913	14,422	165,335	10,751	4,300	0	7,971				

8 款 土木費

1 項 土木管理費

1 土木総務費	2,324	50	2,374				50	11 役務費	50	土木総務費 11 各種手数料
計	2,324	50	2,374	0	0	0	50			50

8 款 土木費
2 項 道路橋梁費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 国 道 支 出 金	補 定 地 方 債	財 源		区 分	金 額		
						所 の 他	一般財源				
2 道路維持費	75,241	5,240	80,481			1,192 諸収入	4,048	10 需用費	3,340	道路維持費 5,240	
								12 委託料	1,900	10 消耗品費 340 10 修繕費 3,000 12 道路維持補修委託料 1,900	
4 道路新設改良費	79,854	37,000	116,854		37,000 町債			14 工事請負費	37,000	町道整備事業費 37,000 14 町道公営住宅線道路整備工事費 37,000	
計	212,674	42,240	254,914	0	37,000	1,192	4,048				

8 款 土木費
3 項 河川費

1 河川総務費	4,007	28,400	32,407		28,400 町債			14 工事請負費	28,400	普通河川整備事業費 28,400 14 普通河川洞内川河道整備工事費 28,400
計	4,007	28,400	32,407	0	28,400	0	0			

8 款 土木費

4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国 道 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
3 住環境整備 事業費	25,692	10,000	35,692		4,300 町債		5,700	18 負担金・補助 及び交付金	10,000 18 空家等対策支援事業費 10,000	
計	38,431	10,000	48,431	0	4,300	0	5,700			

8 款 土木費

5 項 住宅費

1 住宅管理費	43,544	800	44,344				800	10 需用費	800	町営住宅整備事業費 800 10 町営住宅小破修繕費 800
計	45,952	800	46,752	0	0	0	800			

9 款 消防費

1 項 消防費

1 災害対策費	30,915	2,270	33,185			347 諸収入	1,923	10 需用費	1,100	災害対策費 1,100 10 修繕費 1,100
								17 備品購入費	1,170	防災備蓄品整備事業費 1,170 17 防災倉庫購入費 1,170

9 款 消防費

1 項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国道支出金	地方 財源	その他 財源	一般財源	区分	金額	
2 広域事務組合費	263,694	6,911	270,605				6,911	18 負担金・補助及び交付金	6,911	広域事務組合費 18 渡島西部広域事務組合負担金（消防部門） 6,911
計	294,609	9,181	303,790	0	0	347	8,834			

1 0 款 教育費

1 項 教育総務費

1 教育委員会費	77,042	0	77,042	900 道支出金			900			財源繰替えによる
4 教員住宅管理費	2,927	100	3,027				100	10 需用費	100	教員住宅管理費 10 修繕費 100
計	120,227	100	120,327	900	0	0	800			

1 0 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	28,727	1,886	30,613				1,886	10 需用費	1,478	学校管理費 408
---------	--------	-------	--------	--	--	--	-------	--------	-------	------------------

10 款 教育費

2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 国道支出金	地方	定 価	財 源 その他	一般財源	区 分		金 額
								17 備品購入費	408	17 管理用備品購入費 各学校校舎営繕事業費 10 修繕費	408 1,478 1,478
計	28,727	1,886	30,613	0	0	0	0	1,886			

10 款 教育費

5 項 保健体育費

2 総合体育館 運営費	35,177	0	35,177				880 諸収入	880			財源繰替えによる	
3 学校給食セ ンター費	37,700	520	38,220					520	10 需用費	520	施設維持管理費 10 修繕費	520 520
4 町民プール 運営費	8,928	698	9,626					698	10 需用費	698	町民プール運営費 10 燃料費 10 光熱水費 10 修繕費	698 137 117 444

10 款 教育費
5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国道支出金	定 地方債	財 源 その他	一般財源	区 分	金 額	
5 ファミリー - スポ - ツ公 園管理費	14,402	217	14,619				217	10 需用費	217	ファミリー - スポ - ツ公園管理費 10 消耗品費 217
計	100,860	1,435	102,295	0	0	880	555			

12 款 諸支出金
2 項 特別会計繰出金

1 繰出金	298,224	1,899	296,325				1,899	27 繰出金	1,899	繰出金 27 介護保険特別会計繰出金 27 後期高齢者医療特別会計繰出金 27 町立診療所特別会計繰出金 1,899 678 318 2,259
計	298,224	1,899	296,325	0	0	0	1,899			

13 款 職員給与費
1 項 職員給与費

1 職員給与費	586,972	14,661	572,311			786 諸収入	13,875	2 給料	2,773	職員給与費 2 一般職給 14,661 2,773
---------	---------	--------	---------	--	--	------------	--------	------	-------	------------------------------------

10 款 教育費 12 款 諸支出金 13 款 職員給与費

13 款 職員給与費
1 項 職員給与費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	明
				特 国 道 支 出 金	補 正 額 の 財 源 内 訳	財 源 の 他	一般財源	区 分	金額		
2 会計年度任用職員給与費	193,191	9,001	184,190					3 職員手当等	2,470	3 期末手当（一般職）	1,235
								4 共済費	9,418	3 寒冷地手当（一般職）	26
										3 管理職手当	561
										3 住居手当（一般職）	1,098
										3 児童手当	610
										3 時間外勤務手当	463
										3 勤勉手当	866
										3 通勤手当	947
										3 管理職員特別勤務手当	18
										4 共済組合負担金	5,172
										4 退職手当組合負担金	1,024
										4 公立学校共済組合負担金	5
										4 共済組合追加費用負担金	3,485
										4 公立学校共済組合追加費用負担金	50
										4 公務災害補償基金負担金	7
										4 雇用保険料	66
										4 退職手当組合追加負担金	391
								1 報酬	741	会計年度任用職員給与費	9,001
								2 給料	1,143	1 パートタイム会計年度任用職員報酬	741
										2 フルタイム会計年度任用職員給料	1,143
										3 時間外勤務手当	23

13款 職員給与費
1項 職員給与費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	明
				特 国 道 支 出 金	補 正 額 の 財 源 内 訳	一般財源	区 分	金 額		
							3 職員手当等	2,687	3 通勤手当	91
							4 共済費	4,406	3 期末手当（フルタイム） 3 期末手当（パートタイム） 3 勤勉手当（フルタイム） 3 勤勉手当（パートタイム） 4 共済組合負担金 4 退職手当組合負担金 4 公立学校共済組合負担金 4 共済組合追加費用負担金 4 公立学校共済組合追加費用負担金 4 公務災害補償基金負担金 4 社会保険料 4 労働保険料 4 雇用保険料 8 通勤費用弁償	1,241 225 1,056 233 1,760 587 447 777 52 5 1,365 54 253 24
計	780,163	23,662	756,501	0	0	22,708				

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(千円)

区 分		給 与 費								共済費	合 計	備 考
		人数 (人)	報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計			
補正後	長 等	3		24,600	10,963 4.65		333	324	36,220	15,146	51,366	
	議 員	9	28,548		12,722 4.65				41,270	6,579	47,849	
	その他の特別職		9,706						9,706		9,706	
	計	12	38,254	24,600	23,685		333	324	87,196	21,725	108,921	
補正前	長 等	3		24,600	10,963 4.65		333	324	36,220	15,523	51,743	
	議 員	9	28,548		12,722 4.65				41,270	6,579	47,849	
	その他の特別職		9,706						9,706		9,706	
	計	12	38,254	24,600	23,685		333	324	87,196	22,102	109,298	
比 較	長 等									-377	-377	
	議 員											
	その他の特別職											
	計									-377	-377	

2. 一般職

(1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	116	32,247	348,399	192,338	572,984	154,340	727,324	
補 正 前	117	32,988	352,478	197,957	583,423	167,858	751,281	
比 較	-1	-741	-4,079	-5,619	-10,439	-13,518	-23,957	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
	補正後	4,746	78,132	65,753	5,779	6,481	7,907	17,101	120	1,391	198
	補正前	4,746	81,043	68,084	5,805	5,920	6,809	17,587	120	2,323	180
	比 較		-2,911	-2,331	-26	561	1,098	-486		-932	18

職員手当の内訳	区分	児童手当									計
	補正後	4,730									192,338
	補正前	5,340									197,957
	比 較	-610									-5,619

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備 考
報酬	千円 -741	報酬額確定による減	千円 -741 令和8年4月採用パート タイム会計年度任用職 員の報酬額の確定に伴 う減	
給料	-4,079	給料額確定による増 減分	-4,079 新採用職員等の給料額 確定による減 令和8年4月の昇格昇 級に伴う増 令和8年4月採用フルタ イム会計年度任用職員 の給料額の確定に伴う 減	
職員手当	-5,619	その他増減分	-5,619 令和8年4月の異動等 による増減	

備 考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区分	職員数（人）	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	69		260,536	152,394	412,930	109,532	522,462	
補 正 前	70		263,309	154,864	418,173	118,573	536,746	
比 較	-1		-2,773	-2,470	-5,243	-9,041	-14,284	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	住居手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	4,746	57,910	48,753	5,779	6,481	7,907	15,339	120	791	198
	補正前	4,746	59,145	49,619	5,805	5,920	6,809	15,802	120	1,738	180
	比 較		-1,235	-866	-26	561	1,098	-463		-947	18

職員手当の内訳	区分	児童手当									計
	補正後	4,370									152,394
	補正前	4,980									154,864
	比 較	-610									-2,470

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備 考
給料	千円 -2,773	給料額確定による増減分	千円 -2,773 新採用職員等の給料額確定による減 令和8年4月の昇格昇級に伴う増	
職員手当	-2,470	その他増減分	-2,470 令和8年4月の異動等による増減	

備 考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数（人）	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	47	32,247	87,863	39,944	160,054	44,808	204,862	
補 正 前	47	32,988	89,169	43,093	165,250	49,285	214,535	
比 較		-741	-1,306	-3,149	-5,196	-4,477	-9,673	

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当	通勤手当(費用弁償)	児童手当				計
	補正後	20,222	17,000	1,762	600	360				39,944
	補正前	21,898	18,465	1,785	585	360				43,093
	比 較	-1,676	-1,465	-23	15					-3,149

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備 考
報酬	千円 -741	報酬額確定による減	千円 -741 令和8年4月採用パートタイム会計年度任用職員の報酬額の確定に伴う減	
給料	-1,306	給料額確定による減	-1,306 令和8年4月採用フルタイム会計年度任用職員の給料額の確定に伴う減	
職員手当	-3,149	その他増減分	-3,149 令和8年4月採用者の確定による増減	

備 考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。

議案第 18 号

令和 8 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,261 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 719,244 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 14 日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 道支出金		千円 532,879	千円 1,020	千円 533,899
	1 道負担金	532,879	1,020	533,899
5 繰入金		60,045	1,807	58,238
	2 基金繰入金	1,807	1,807	0
6 繰越金		1	27,048	27,049
	1 繰越金	1	27,048	27,049
歳 入 合 計		692,983	26,261	719,244

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 520,811	千円 1,020	千円 521,831
	1 療養諸費	446,310	1,020	447,330
5 保健事業費		13,532	17	13,549
	1 特定健康診査等事業費	8,261	17	8,278
6 諸支出金		846	341	1,187
	1 償還金及び還付加算金	846	341	1,187
7 基金積立金		450	24,883	25,333
	1 基金積立金	450	24,883	25,333
歳 出 合 計		692,983	26,261	719,244

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 道支出金	532,879	1,020	533,899
5 繰入金	60,045	1,807	58,238
6 繰越金	1	27,048	27,049
歳 入 合 計	692,983	26,261	719,244

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 保険給付費	520,811	1,020	521,831
5 保健事業費	13,532	17	13,549
6 諸支出金	846	341	1,187
7 基金積立金	450	24,883	25,333
歳 出 合 計	692,983	26,261	719,244

補正額の財源内訳					
国 道 支 出 金	特 定 地 方 財 源	財 源 の 内 訳			一 般 財 源
		国 道 支 出 金	特 定 地 方 財 源	財 源 の 内 訳	
		千円	千円	千円	千円
1,020		0	0	0	0
0		0	0	0	17
0		0	0	0	341
0		0	0	0	24,883
1,020		0	0	0	25,241

歳

入

2 歳 入

4 款 道支出金

1 項 道負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等負担金	532,879	1,020	533,899	1 保険給付費等 普通交付金	1,020	保険給付費等普通交付金 1,020
計	532,879	1,020	533,899			

5 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 事業基金繰入金	1,807	1,807	0	1 事業基金繰入 金	1,807	事業基金繰入金 1,807
計	1,807	1,807	0			

6 款 繰越金

1 項 繰越金

1 その他繰越金	1	27,048	27,049	1 その他繰越金	27,048	前年度繰越金 27,048
計	1	27,048	27,049			

歳

出

3 歳 出

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
2 療養費	1,200	1,020	2,220	1,020 道支出金				18 負担金・補助 及び交付金	1,020 療養費 18 療養費支払金	1,020 1,020
計	446,310	1,020	447,330	1,020	0	0	0			

5 款 保健事業費

1 項 特定健康診査等事業費

1 特定健康診 査等事業費	8,261	17	8,278				17	11 役務費	17 特定健康診査等事業費 11 通信運搬費	17 17
計	8,261	17	8,278	0	0	0	17			

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

6 療養給付費 等交付金償 還金	0	165	165				165	22 償還金・利子 及び割引料	165 療養給付費等交付金償還金 22 療養給付費等交付金償還金	165 165
------------------------	---	-----	-----	--	--	--	-----	--------------------	--	------------

6 款 諸支出金
1 項 償還金及び還付加算金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国道支出金	定 地方債	財 源 の 他	一般財源	区 分	金 額	
7 特定健康診 査等負担金 償還金	0	176	176				176	22 償還金・利子 及び割引料	176	特定健康診査等負担金償還金 22 特定健康診査等負担金償還金 176
計	846	341	1,187	0	0	0	341			

7 款 基金積立金
1 項 基金積立金

1 事業基金積 立金	450	24,883	25,333				24,883	24 積立金	24,883	事業基金積立金 24 積立金 24,883
計	450	24,883	25,333	0	0	0	24,883			

議案第 19 号

令和 8 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,816 千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 553,286 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 14 日提出

福島町長 鳴海 清春

保険事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		千円 93,429	千円 9	千円 93,420
	1 介護保険料	93,429	9	93,420
2 国庫支出金		136,818	11	136,807
	1 国庫負担金	83,652	79	83,731
	2 国庫補助金	53,166	90	53,076
3 支払基金交付金		135,089	69	135,158
	1 支払基金交付金	135,089	69	135,158
4 道支出金		77,031	15	77,016
	1 道負担金	71,245	49	71,294
	2 道補助金	5,786	64	5,722
6 繰入金		85,700	678	86,378
	1 一般会計繰入金	84,224	678	84,902
7 繰越金		1	24,104	24,105
	1 繰越金	1	24,104	24,105
歳 入 合 計		528,470	24,816	553,286

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 9,459	千円 693	千円 10,152
	1 総務管理費	3,433	693	4,126
2 保険給付費		476,607	400	477,007
	3 高額医療合算介護サービス等費	1,500	400	1,900
3 地域支援事業費		41,834	370	41,464
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	18,028	48	17,980
	2 一般介護予防事業費	5,638	88	5,550
	3 包括的支援事業費	16,963	234	16,729
4 基金積立金		349	11,765	12,114
	1 基金積立金	349	11,765	12,114
6 諸支出金		121	12,328	12,449
	1 償還金及び還付加算金	118	11,185	11,303
	2 繰出金	3	1,143	1,146
歳 出 合 計		528,470	24,816	553,286

歳入歳出予算事項別明細書
(保険事業勘定)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	93,429	9	93,420
2 国庫支出金	136,818	11	136,807
3 支払基金交付金	135,089	69	135,158
4 道支出金	77,031	15	77,016
6 繰入金	85,700	678	86,378
7 繰越金	1	24,104	24,105
歳入合計	528,470	24,816	553,286

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 9,459	千円 693	千円 10,152
2 保険給付費	476,607	400	477,007
3 地域支援事業費	41,834	370	41,464
4 基金積立金	349	11,765	12,114
6 諸支出金	121	12,328	12,449
歳 出 合 計	528,470	24,816	553,286

補正額の財源内訳					
特 国 道 支 出 金	定 地	財 源		一 般 財 源	千円
		方 價	そ の 他		
0	千円	0	693	千円	0
166		0	158		76
186		0	99		85
0		0	0		11,765
6		0	5		12,339
26		0	747		24,095

歳

入

2 歳 入

1 款 保険料

1 項 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 第1号被保険者保険料	93,429	9	93,420	1 現年分保険料	9	現年分保険料	9
計	93,429	9	93,420				

2 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 介護給付費負担金	83,652	79	83,731	1 現年度分	80	介護給付費負担金	80
				2 過年度分	1	前年度精算分	1
計	83,652	79	83,731				

2 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 調整交付金	40,184	36	40,220	1 現年度分	36	現年度分調整交付金	36
2 地域支援事業交付金	11,570	126	11,444	1 地域支援事業交付金現年度分	124	介護予防・日常生活支援総合事業交付金 その他地域支援事業交付金	34 90
				2 地域支援事業交付金過年度分	2	介護予防事業交付金前年度精算分 包括的支援事業及び任意事業交付金前年度精算分	1 1
計	53,166	90	53,076				

介護保険特別会計（保険事業勘定）

3 款 支払基金交付金
1 項 支払基金交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 介護給付費交付金	128,684	107	128,791	1 現年度分	108	介護給付費交付金	108
				2 過年度分	1	前年度精算分	1
2 地域支援事業支援交付金	6,405	38	6,367	1 現年度分	37	現年度分交付金	37
				2 過年度分	1	前年度精算分	1
計	135,089	69	135,158				

4 款 道支出金
1 項 道負担金

1 介護給付費負担金	71,245	49	71,294	1 現年度分	50	介護給付費負担金	50
				2 過年度分	1	前年度精算分	1
計	71,245	49	71,294				

4 款 道支出金
2 項 道補助金

1 地域支援事業交付金	5,786	64	5,722	1 地域支援事業 交付金現年度 分	62	介護予防・日常生活支援総合事業交付金 その他地域支援事業交付金	17 45
-------------	-------	----	-------	-------------------------	----	------------------------------------	----------

4 款 道支出金
2 項 道補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
				2 地域支援事業 交付金過年度 分	2	介護予防事業交付金前年度精算分 包括的支援事業及び任意事業交付金前年度精算分	1
計	5,786	64	5,722				1

6 款 繰入金
1 項 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	59,576	49	59,625	1 現年度分	50	介護給付費繰入金	50
				2 過年度分	1	前年度精算分	1
2 地域支援事業繰入金	5,786	64	5,722	1 現年度分	62	介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 その他地域支援事業繰入金	17 45
				2 過年度分	2	介護予防事業繰入金前年度精算分 包括的支援事業及び任意事業繰入金前年度精算分	1 1
3 その他繰入金	10,191	693	10,884	1 事務費繰入金	693	事務費繰入金	693
計	84,224	678	84,902				

7 款 繰越金
1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節			説	明
				区	分	金額		
1 繰越金	1	24,104	24,105	1 繰越金		24,104	前年度繰越金	24,104
計	1	24,104	24,105					

歲 出

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特	定	財	源	区	分		金	額
1 一般管理費	3,433	693	4,126			693		12 委託料	693	一般管理費 12 事務処理システム改修委託料 693		
計	3,433	693	4,126	0	0	693	0					

2 款 保険給付費

3 項 高額医療合算介護サービス等費

1 高額医療合算介護サービス等費	1,500	400	1,900	166 国庫支出金	158 支払基金交付金	76	18 負担金・補助及び交付金	400	高額医療合算介護サービス等費 18 高額医療合算介護サービス等費 400
				116 道支出金	108 繰入金				
				50	50				
計	1,500	400	1,900	166	158	76			

3 款 地域支援事業費

1 項 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 国庫支出金	定 地方	財 価	源 その他	一般財源	区 分		金 額
1 介護予防・生活支援サービス事業費	17,783	48	17,735	18 国庫支出金 12 道支出金 6		19 支払基金交 付金 13 繰入金 6	11	4 共済費	48	介護予防・生活支援サービス事業費 4 共済組合負担金 4 退職手当組合負担金 4 共済組合追加費用負担金 4 社会保険料 4 労働保険料 4 雇用保険料	48 19 3 29 1 1 1
計	18,028	48	17,980	18	0	19	11				

122

3 款 地域支援事業費

2 項 一般介護予防事業費

1 一般介護予防事業費	5,638	88	5,550	33 国庫支出金 22 道支出金 11		35 支払基金交付金 24 繰入金 11	20	4 共済費	88	一般介護予防事業費 4 共済組合負担金 4 退職手当組合負担金 4 共済組合追加費用負担金 4 社会保険料 4 労働保険料 4 雇用保険料
計	5,638	88	5,550	33	0	35	20			

介護保険特別会計（保険事業勘定）

3 款 地域支援事業費
3 項 包括的支援事業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節			説 明
				特 定 地 方 債	財 源	一 般 財 源	区 分	金 額			
									国道支出金	そ の 他	
1 包括的支援事業費	16,963	234	16,729	135	45	54	3 職員手当等	17	包括的支援事業費 234 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 4 共済組合追加費用負担金	234 17 128 89	
				国庫支出金	繰入金		4 共済費	217			
				90							
				道支出金	45						
計	16,963	234	16,729	135	0	45	54				

4 款 基金積立金
1 項 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	349	11,765	12,114			11,765	24 積立金	11,765	介護給付費準備基金積立金 24 積立金	11,765
計	349	11,765	12,114	0	0	0				

6 款 諸支出金
1 項 償還金及び還付加算金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国道支出金	定 地方債	財 源		区	分	
						その他	一般財源			
1 償還金	8	11,185	11,193	6		2	11,193	22 償還金・利子 及び割引料	11,185	償還金 22 国庫負担金過年度過誤納還付金 3,701 22 国庫補助金過年度過誤納還付金 2,882 22 支払基金交付金過年度過誤納還付金 2,103 22 道負担金過年度過誤納還付金 1,594 22 道補助金過年度過誤納還付金 905
計	118	11,185	11,303	6	0	2	11,193			

6 款 諸支出金
2 項 繰出金

1 一般会計繰 出金	3	1,143	1,146			3 繰入金	1,146	27 繰出金	一般会計繰出金 27 一般会計繰出金	1,143 1,143
計	3	1,143	1,146	0	0	3	1,146			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(千円)

区 分		給 与 費								共済費	合 計	備 考
		人数 (人)	報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計			
補正後	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	10	150						150		150	
	計	10	150						150		150	
補正前	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	10	150						150		150	
	計	10	150						150		150	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2. 一般職

(1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	4		12,151	6,092	18,243	5,190	23,433	
補 正 前	4		12,151	6,109	18,260	5,543	23,803	
比 較			0	-17	-17	-353	-370	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特 別勤務手当
	補正後	0	2,698	2,254	179		234	522	80	125	
	補正前	0	2,698	2,271	179		234	522	80	125	
	比 較	0	0	-17	0			0		0	

職員手当の内訳	区分	児童手当									計
	補正後										6,092
	補正前										6,109
	比 較										-17

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備 考
報酬	千円	千円			
給料					
職員手当	-17	その他増減分		-17 令和8年6月勤勉手当支給額確定による減	

備 考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改革に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区分	職員数（人）	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	2		6,659	3,852	10,511	2,984	13,495	
補 正 前	2		6,659	3,869	10,528	3,201	13,729	
比 較			0	-17	-17	-217	-234	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	住居手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	管理職員特別勤務手当
	補正後		1,542	1,281	179		234	411	80	125	
	補正前		1,542	1,298	179		234	411	80	125	
	比 較		0	-17	0			0	0	0	

職員手当の内訳	区分	児童手当									計
	補正後										3,852
	補正前										3,869
	比 較										-17

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備 考
給料	千円	千円		
職員手当	-17	その他減分	-17 令和8年6月勤勉手当支給額確定による減	

備 考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数（人）	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	2		5,492	2,240	7,732	2,206	9,938	
補 正 前	2		5,492	2,240	7,732	2,342	10,074	
比 較			0	0	0	-136	-136	

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当	通勤手当					計
	補正後	1,156	973	111						2,240
	補正前	1,156	973	111						2,240
	比 較	0	0	0						0

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備 考
報酬	千円	千円		
給料				
職員手当				

備 考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。

議案第 20 号

令和 8 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 212 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 104,396 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 14 日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 39,092	千円 318	千円 38,774
	1 一般会計繰入金	39,092	318	38,774
3 繰越金		1	106	107
	1 繰越金	1	106	107
歳 入 合 計		104,608	212	104,396

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 103,156	千円 212	千円 102,944
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	103,156	212	102,944
歳 出 合 計		104,608	212	104,396

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	39,092	318	38,774
3 繰越金	1	106	107
歳入合計	104,608	212	104,396

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	千円 103,156	千円 212	千円 102,944
歳出合 計	104,608	212	104,396

補正額の財源内訳									
特		源							
国	道	支	出	金		一	般	財	源
				定	地				
				千円		千円		千円	
			0			0		318	106
			0			0		318	106

歳

入

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 事務費繰入金	5,267	318	4,949	1 事務費繰入金	318	事務費繰入金	318
計	39,092	318	38,774				

3 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	1	106	107	1 繰越金	106	繰越金	106
計	1	106	107				

歳

出

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 地 方 財 政 源 の 他	国 道 支 出 金	繰 入 金	一般財源	区 分	金 額		
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	103,156	212	102,944			318 繰入金	106	18 負担金・補助 及び交付金	212	後期高齢者医療広域連合納付金 18 事務費負担金 18 保険料負担金	212 318 106
計	103,156	212	102,944	0	0	318	106				

議案第 21 号

令和 8 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 828 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 128,271 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 14 日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 57,742	千円 2,259	千円 55,483
	1 他会計繰入金	57,742	2,259	55,483
3 繰越金		10	3,087	3,097
	1 繰越金	10	3,087	3,097
歳 入 合 計		127,443	828	128,271

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 50,091	千円 304	千円 50,395
	1 総務管理費	50,091	304	50,395
2 診療事業費		66,532	524	67,056
	1 診療費	66,532	524	67,056
歳 出 合 計		127,443	828	128,271

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	57,742	2,259	55,483
3 繰越金	10	3,087	3,097
歳入合計	127,443	828	128,271

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 50,091	千円 304	千円 50,395
2 診療事業費	66,532	524	67,056
歳 出 合 計	127,443	828	128,271

補正額の財源内訳					
特 国 道 支 出 金	定 地	財 源		一 般 財 源	千円
		方 價	そ の 他		
0	千円	0	2,259	2,563	千円
0		0	0	524	
0		0	2,259	3,087	

歳

入

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	57,742	2,259	55,483	1 一般会計繰入金	2,259	一般会計繰入金	2,259
計	57,742	2,259	55,483				

3 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	10	3,087	3,097	1 繰越金	3,087	繰越金	3,087
計	10	3,087	3,097				

歳

出

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明	
				特 国 道 支 出 金	財 源				
					地 方 債	そ の 他			
1 一般管理費	50,091	304	50,395		2,259 繰入金	2,563	2 給料	159	一般管理費 304
							3 職員手当等	60	2 一般職給 159
									3 期末手当（一般職） 32
							4 共済費	529	3 時間外勤務手当 10
									3 勤勉手当 102
									4 共済組合負担金 288
							10 需用費	732	4 退職手当組合負担金 16
									4 共済組合追加費用負担金 254
							18 負担金・補助 及び交付金	2	4 社会保険料 1
									4 労働保険料 1
			4 雇用保険料 1						
							10 修繕費 732		
計	50,091	304	50,395	0	0	2,259			18 福祉協会負担金 2

2 款 診療事業費

1 項 診療費

1 診療費	66,532	524	67,056			524	26 公課費	524	診療費 524 26 消費税
-------	--------	-----	--------	--	--	-----	--------	-----	----------------------

2 款 診療事業費

1 項 診療費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国道支出金	特定 地方債	財 源 その他	一般財源	区分	金額	
計	66,532	524	67,056	0	0	0	524			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(千円)

区 分		給 与 費								共済費	合 計	備 考
		人数 (人)	報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計			
補正後	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											
補正前	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2. 一般職

(1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	6		21,356	11,348	32,704	9,009	41,713	
補 正 前	6		21,197	11,408	32,605	9,538	42,143	
比 較			159	-60	99	-529	-430	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特 別勤務手当
	補正後	156	4,698	3,824	478		582	1,209	200	51	
	補正前	156	4,666	3,926	478		582	1,199	200	51	
	比 較		32	-102				10			

職員手当の内訳	区分	児童手当									計
	補正後	150									11,348
	補正前	150									11,408
	比 較										-60

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備 考
報酬	千円	千円			
給料	159	令和8年4月昇格 昇級による増分	159	令和8年4月における 昇格昇級による	一般職の対象職員数 5人 うち令和8年4月昇格昇級職員 1人 フルタイム会計年度任用職員 の対象職員数 1人
職員手当	-60	その他増減分	-60	給与確定による	

備 考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改革に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区分	職員数（人）	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	5		18,798	10,304	29,102	7,977	37,079	
補 正 前	5		18,639	10,364	29,003	8,455	37,458	
比 較			159	-60	99	-478	-379	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	住居手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	156	4,159	3,371	478		582	1,157	200	51	
	補正前	156	4,127	3,473	478		582	1,147	200	51	
	比 較		32	-102				10			

職員手当の内訳	区分	児童手当									計
	補正後	150									10,304
	補正前	150									10,364
	比 較										-60

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備 考
給料	千円 159	令和8年4月昇格 昇級による増分	千円 159 令和8年4月における 昇格昇級による	対象職員数 うち令和8年4月昇格昇級職員 5人 1人
職員手当	-60	その他増減分	-60 給与確定による	

備 考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数（人）	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	1		2,558	1,044	3,602	1,032	4,634	
補 正 前	1		2,558	1,044	3,602	1,083	4,685	
比 較						-51	-51	

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当	通勤手当						計
	補正後	539	453	52							1,044
	補正前	539	453	52							1,044
	比 較										

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備 考
報酬	千円		千円	
給料				
職員手当				

備 考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。

議案第 2 2 号

令和 8 年度福島町水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度福島町の水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	121,629千円	2,000千円	123,629千円
第 1 項 営業費用	113,929千円	2,000千円	115,929千円

令和 8 年 9 月 1 4 日提出

福島町長 鳴海 清春

令和 8 年 度 福 島 町 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 実 施 計 画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1. 水道事業費用			121,629	2,000	123,629
	1. 営 業 費 用		113,929	2,000	115,929
		2. 配水及び給水費	11,160	2,000	13,160

予算説明書

令和8年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書

収益的収入及び支出

支 出		目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 水道事業費用			121, 629	2, 000	123, 629			
	1. 営業費用		113, 929	2, 000	115, 929			
		2 配水及び給水費	11, 160	2, 000	13, 160	修繕費	2, 000	修繕費 2, 000

(単位：千円)

議案第23号

令和8年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和8年度福島町の浄化槽事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 浄化槽事業費用	45,312千円	800千円	46,112千円
第1項 営業費用	42,042千円	800千円	42,842千円

令和8年9月14日提出

福島町長 鳴海 清春

収益的収入及び支出

支 出 (単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1. 浄化槽事業費用			45,312	800	46,112
	1. 営 業 費 用		42,042	800	42,842
		1. 浄化槽整備費	7,791	800	8,591

予算説明書

令和8年度 福島町浄化槽事業会計補正予算実施計画説明書

収益的收入及び支出

支 出		(単位：千円)						
款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 浄化槽事業費用			45,312	800	46,112			
1. 営業費用			42,042	800	42,842			
		1 浄化槽整備費	7,791	800	8,591	修繕費	800	浄化槽修繕費 800

認定第 1 号

令和 7 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度福島町一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 4 日提出

福島町長 鳴海 清春

認定第 2 号

令和 7 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 4 日提出

福島町長 鳴海 清春

認定第 3 号

令和 7 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 4 日提出

福島町長 鳴海 清春

認定第4号

令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する。

令和8年9月14日提出

福島町長 鳴海 清春

認定第5号

令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について

令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する。

令和8年9月14日提出

福島町長 鳴海 清春

認定第 6 号

令和 7 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 7 年度福島町水道事業会計利益を地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により別冊決算書剰余金処分計算書のとおり処分し、決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により認定に付する。

令和 8 年 9 月 14 日提出

福島町長 鳴海 清春

認定第 7 号

令和 7 年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 7 年度福島町浄化槽事業会計利益を地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により別冊決算書剰余金処分計算書のとおり処分し、決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により認定に付する。

令和 8 年 9 月 14 日提出

福島町長 鳴海 清春

同意第 1 号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 4 日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町内在住
氏 名	平野 雄輝
年 齢	4 4 歳

報告第 2 号

令和 7 年度福島町財政健全化判断比率の報告について

令和 7 年度福島町財政健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定により、報告に付する。

令和 8 年 9 月 14 日提出

福島町長 鳴海 清春

報告第 3 号

令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに
評価に関する報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第
2 6 条第 1 項の規定により、「福島町教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行状況の点検並びに評価に関する報告書（令和 7 年度事務事業分）」を別冊の
とおり作成したので報告する。

令和 8 年 9 月 1 4 日提出

福島町教育委員会教育長 小野寺 則之

